

ガシノウミノミチ、東山道はヒウガシノヤマノミチなどあるぞ、字にあたりて正きさまに聞ゆめれど、此たぐひは、中々に後の訓にて、東海道は、ウメツチなどいひ、東山道は、東の道又山の道といひ、北陸道は、クルガ道、又キタノ道といひ、南海道はミナミの道、西海道はニシノ道といへるぞ、返りて正しかるべき、こは互にまざる、ことなきかぎりは、言を省きて、つゞまやかに短く定めたるものと聞ゆればなり、書紀の卷々に見えたる訓も、畿内はウメツクニ、東海道は、ウベツミチ、又クニガノミチ、又クムカノミチとも、東山道は、ヤマノミチ、又アヅマノヤマノミチとも、北陸道は、クヌガノミチ、又クニガノミチ、又クムカノミチとも、山陰道は、ソトモノノミチ、山陽道は、カゲトモノノミチ、南海道は、ミナミノミチ、西海道は、ニシノミチとあり。○下略

〔享保集成絲綸錄二十二〕正徳六申年四月

五畿七道之中に 東山道とうさんどう 山陰道せんいんだう 山陽道せんようだう いづれも山の道をセンとよみ申候、東山道の内の中筋の道に候故に古來より中山道と申事に候。

〔東雅地輿〕京畿の外、東西南北の國を七道に分たれし事の初崇神天皇の御時、大彦命、武渟川別、吉備津彦、丹波道主命等を、北陸、東海、西海、丹波の四道へわかつ遣はされしと見えしは、北陸東海などいふ事の見えし始なり、北陸東海の事は、前の方位の條に見えたり、其後景行天皇の御時、彦夷島王を東山道十五國都督となされしと見えしは、東山道といふ事の始なり、又其後成務天皇の御時、國縣を分て邑里を定め、以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面と見えしは、山陽山陰などいふ事の始なり、又其後孝德天皇の御時、畿内國を定られしと見えしは、畿内といふ事の始なり、天武天皇十四年九月、東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫に使者を遣されしと見えしは、南海といふ事の始なり、文武天皇大寶元年六月、凡國宰郡司、其庶務一依新令と勅せられ、是日遣使七道宣告依新令爲政せられしに至りて、遂に畿内、東海、東山、北陸、山陰、南海、西海の七道を定め置